

知ってなっとく ことしの仕事

令和5年度予算説明書



第49回アイスクャンドルミュージアムより



下川町イメージキャラクター
しもりん

下川町

ごあいさつ



町民の皆様には、日ごろから、町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

私は、平成27年5月に町長に就任以来8年間、「幸せ日本一」を念頭に、多くの町民の皆様の参加やご理解ご協力をいただきながら、今日まで、様々な取り組みを進めてまいりました。ご承知のとおり、今年4月に、第20回統一地方選挙が実施される所であり、予算編成に当たりましては、町民の皆様の生活に支障がないよう継続事業を中心とした骨格予算を編成した所であります。

令和5年度予算については「第6期下川町総合計画」などに基づき、基幹産業である農林業の振興や担い手対策を推進するため、引き続き、新規就農対策や生産基盤・生産体制等に対する支援を行ってまいります。

福祉施策では、住民福祉の充実や子育て・高齢者・障がい者支援に引き続き取り組み、中小企業対策では、産業活性化支援機構を中心に総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなどに引き続き取り組んで参ります。

生活環境対策では、安全で安心な水の安定供給に向けて、引き続き下川浄水場の建設工事を推進するほか、宅配サービスの実証、空き家対策、住宅建築や改修等の支援に取り組み、安全で安心な暮らしを確保してまいります。

教育施策では、児童・生徒を育む家庭に対する学校教材費等の支援、下川商業高等学校卒業後の進学に対する支援に取り組むほか、教育ICT環境の充実に取り組む経費も計上しております。

また、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）のまち」を目指し、町全体で取り組みを進めてまいります。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、「持続可能な財政運営」と「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、きめ細かな施策をもって、町民の皆様の生活満足度や幸福度を高めるとともに、民間活動を醸成し、活性化するための予算編成を行っておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

令和5年4月

下川町長 谷 一 之

もくじ

令和5年度町政執行方針	1
令和5年度教育行政執行方針	8
第6期下川町総合計画と令和5年度予算について	12
令和5年度各種会計予算	13
令和5年度一般会計予算概要	14
令和5年度の主な事業	
Ⅰ 福祉医療分野	16
Ⅱ 教育分野	21
Ⅲ 生活環境分野	24
Ⅳ 産業分野	30
Ⅴ 地域自治・地域内連携分野	35
町の貯金と借金の状況	36
下川町機構及び職員配置等一覧	40
地域担当職員配置名簿	43

令和5年度町政執行方針

下川町長 谷 一 之

令和4年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、令和5年度の予算編成方針の概要について申し上げます。

私は、平成27年5月に町長に就任以来8年間、「幸せ日本一」を念頭に、多くの町民の皆様の参加やご理解ご協力をいただきながら、今日まで様々な取り組みを進めてまいりました。

ご承知のとおり、今年4月に第20回統一地方選挙が実施される所であり、予算編成に当たりましては、町民の生活に支障がないよう継続事業を中心とした骨格予算を編成したところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で52億9,700万円、対前年度比1.0%増、下水道事業特別会計で3億7,963万円、対前年度比0.9%増、簡易水道事業特別会計で15億1,306万円、対前年度比172.6%増、介護保険特別会計で8億4,878万円、対前年度比0.9%減、国民健康保険事業特別会計で4億8,972万円、対前年度比9.4%減、後期高齢者医療特別会計で6,577万円、対前年度比1.5%減、病院事業会計で6億2,955万円、対前年度比1.5%増、7会計総額では92億2,351万円で、対前年度比11.6%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、第6期下川町総合計画に基づき計画的で効果的効率的な予算執行を進めるため、総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住みなれた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全で安心して自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営を適切に行うとともに、在宅に

おける介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うことで、直営による福祉施設運営の強みを活かして「地域包括ケアシステム」の推進を強化してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度については、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業については、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第8期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

新型コロナウイルス感染症に対しては、町民の不安の払拭や生命と健康を守るため、最大限の努力を講じてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い当町の実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担いながら、訪問診療・訪問看護による、身近な医療、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、名寄市立総合病院との医療連携ネットワークを活かして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設との連携を継続し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、国の動向を確

認しながら、患者対応と院内における感染対策に取り組んでまいります。

また、「病院経営強化プラン」を策定し、病院事業会計の財務状況の健全化を進めるとともに、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた役割と運営体制など、上川北部区域地域医療構想調整会議と連携しながら経営改革に取り組んでまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、下川町社会福祉協議会と連携し、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正かつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設設備等の適切な改修、設備更新を年次的に進めるとともに、ICT化や各種センサー等の環境整備を行うなど、充実したサービスの提供に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、教育と保育の拡充と、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、要保護児童等への相談支援機能を拡充する「こども家庭センター」の設置に向けて、関係機関と調整を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正

なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した支援の充実を図り、生活支援員等の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、学園の入所者、グループホームの入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努め、一人ひとりに寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

教育

第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像を達成するための7つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、教育施策の目標や基本方針を定めた「第2期下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、5類感染症とする政府の方針を受け、新型コロナウイルス感染症対策については、学校において、感染拡大防止を引き続き行っていくとともに、教育活動を両立させていくため、全ての子どもたちの可能性を引き出し、学びを止めないようにする取組を進めてまいります。

これを実現する手段の一つとして、教育ICT化推進アドバイザーやICT支援員の配置のほか、学校内外で活用することができるICT端末の環境整備と積極的利用に努めてまいります。

次に下川商業高等学校の支援につきましては、地域学校協働コーディネーターを派遣し、地域と共に取り組む特色ある学校づくりの充実に繋げてまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民の皆様が潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図ります。

特にポストコロナ時代においては、新しい生活様式の状態を踏まえ、感染対策を行いつつも生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

町民の皆様の健康に関する意識が高まっている一方、

体力の衰えに不安を抱える町民も数多くいることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり体験会等、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ少年団活動等の支援内容を充実するとともに、安全・安心に活用できる環境を整備してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、本町出身選手が国内外の大会で活躍していることが、町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導による選手の育成強化と学校への支援を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

地域に根ざした個性あふれる文化活動の支援内容を充実するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

また、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めてまいります。

生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります、次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」を基本として、有効な土地利用、市街地づくりを進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅等の整備や改修等により、住環境の整備を進めるとともに、個人住宅の建築や改修等の支援を行い、効果的な住宅施策を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保してまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、除雪機械を更新し、効率的かつ効果的な「除排雪事業」に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、下川浄水場整備事業を推進するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。営農飲雑用水施設につきましても、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

また、令和6年度に予定している公営企業法適用に向けた移行事業を推進するとともに、移行に向けた実施体制の整備を進めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理を行ってまいります。

また、令和6年度に予定している公営企業法適用に向けた移行事業を推進するとともに、移行に向けた実施体制の整備を進めてまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のための実証・事業化を進めてまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

1点目は、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）のまち」の取組であります。

私たちの地球は今、地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、台風などの想定外

の甚大な自然災害が多発するとともに、今後においても、深刻な食料の不足など、様々な影響が危惧され、これからの「未来世代」に豊かな地球を引き継ぐことが困難になると懸念しています。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を1.5℃以下にすることなどが示され、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要があるとされ、国内においても、2050年までの二酸化炭素の排出実質ゼロ、2030年度の削減目標として、2013年度から46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されたところです。

下川町は、循環型森林経営の取組を基盤に、環境モデル都市、環境未来都市、バイオマス産業都市、SDGs未来都市等の選定等を受け、これまでも二酸化炭素排出削減や森林の吸収など地球温暖化防止につながる先駆的な取組を進めてきたところであります。

今後におきましても、先人が守り育てた自然、英知、歴史や文化、伝統を未来世代に引き継ぐため、ともに学び、力を合わせ、支え合いながら、本町の財産である森林(もり)と大地と人を守り育て、地域資源を活かした取組を進めることによって、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボン)のまち」を達成するため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定するとともに、その実現に向け、取り組みを進めてまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されていますが、過大な維持管理費などが課題であったことから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備を推進し、令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、昨年度に引き続き、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、不妊去勢手術に要する経費を助成し、動物愛護とともに生活環境の改善を図ってまいります。

第10は、交通安全・防犯の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、町民一人ひとりの交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による事故を防ぐため、関係機

関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ばくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、救急車の更新及び消火栓の更新・移設を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、さまざまな救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者個別計画の策定及び自主防災組織の結成を推進してまいります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、町民の皆様が容易に情報を受けられるようIP告知端末やLINE、地デジ広報を活用した情報提供を実施するとともに、引き続き情報提供方法等について調査研究してまいります。

産業

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業振興対策であります。

コロナ禍による経済社会への影響が長期化する中、歴史的な円安やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー

価格の高騰は、電気料金をはじめ肥料や飼料、資材など、様々な生産コストに影響を及ぼしており、経営環境は深刻な状況にあります。また、総人口の減少による就業者不足や高齢化、外国人技能実習生の渡航制限に加え、米政策をはじめとした農業政策の改革など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、また大きく変わりゆく時代の中にあります。

このような情勢に対応しながらも、下川町らしい農業を営まれる皆様を下支えするため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用の集積化を図るとともに、畜産担い手育成総合整備事業により基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図ってまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

施設園芸作物の生産向上を図るため、フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、環境モニター機器の導入など、スマート農業を推進してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労務を軽減するため、酪農ヘルパーの運営を支援してまいります。

町営サンル牧場は、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び、指定管理者による飼養コストと労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースを安定的に生産し、販路の拡大や経営の効率化を図るとともに、民間移行を目指して関係事業者との協議と機械設

備等の整備を進めてまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、下川町新規就農者等に関する条例に基づき、新規就農者の支援や事業承継に取り組んでまいります。

また、担い手を確保するため、新規就農予定者を積極的に募集し、農業後継者の育成を支援するとともに、一人就農者の団地化を図り共同で就農できる体制の構築を図ってまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

林業・林産業においても、長引くコロナ禍による自粛傾向が経済社会に影響を及ぼす中、米国などに端を発したウッドショックにより国産材の需要が高まり、木材価格は高止まりしておりますが、反面、急激な円安は資材等の高騰を招き、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少しているほか、燃油価格や電気料金などエネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど、厳しい状況に直面しております。

このため、豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施、国有林と連携した共同の原木ストックヤードを管理運営し、地域への機動的な木材の安定供給による地域林業・林産業の活性化を進めてまいります。

また、町有林の資源構成を充実させるため、民有林野の購入を進めるとともに「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保・育成に向けて、旭川農業高校森林科学科と関係機関との協力体制を強化し、森林施業実習や町内林業事業者へのインターンシップ等の受入れなどを継続するとともに、北海道、上川北部地域、地域林業・林産業事業者と連携し、北海道立北の森づくり専門学院生の地域実践実習等の受入れを行うほか、

中学生・高校生向けの職業教育に協力し、地元の就労に繋がる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、「下川町林業振興基本条例」に基づく設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

「2030年における下川町のありたい姿」の目標である「エネルギーの地消地産、脱炭素社会」の実現に向けて、再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めてまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、下川らしい森林文化の創造に向けて、引き続きチェーンアートへの支援を行うとともに、大会により制作された作品をより魅力ある展示物として公共施設等に配置してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施してまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、住民の皆さまの生活圏と野生動物の生息域の棲み分けや共存につながる活動等を行い、私たちの暮らしを守る一方、生き物を守る取り組みも進めてまいります。

第4は、産業であります。

人口減少、産業の衰退による経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は産業振興であります。

中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、起業化促進、事業承継や資金調達など中小企業を下支えするとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と

就業希望者のマッチングなど、関係機関と連携して取り組み、地域産業の振興と雇用の維持・創出、並びに地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行うことで、消費の域内循環と政策効果の向上に努めてまいります。

加えて、特定地域づくり事業を実施する事業協同組合を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との経済交流拡大を進めてまいります。

次に、観光の振興であります。

アイスクャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺整備事業や名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限に活かしながら、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオペレッジであります。

地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において、地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などに取り組み、集落の自立性を高め、持続可能な社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、民間活力を活用し、安定的な運営を進めてまいります。

次に、雇用労働政策であります。名寄地区通年雇用促進協議会など、関係機関と連携して通年雇用対策等を進めてまいります。

地域自治・地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点的に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆様が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行うとともに、中期計画を策定してまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と住民の利便性向上を目指し、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取り組みなど収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、予算編成の概要を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、骨格予算として編成したところでありますが、できる限り行政の継続性を確保し、住民サービスの低下、地域経済の停滞につながらないように配慮したところでありますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。予算編成方針とさせていただきます。

令和5年度教育行政執行方針

下川町教育長 川島 政吉

令和4年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見られない中、感染症法上の分類が、5月8日から5類感染症に位置付けるという政府の方針が示されたところではありますが、4年目を迎えた新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、新たな生活様式が定着しつつあります。

併せて、人口減少や少子・高齢化に加え、グローバル化の進展により、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における支え合いの希薄化、日常生活における情報化などが急速に進んでおります。

このことが、多方面にいろいろな変化をもたらしていることから、教育委員会主催の事業・行事等についても町民一人ひとりが主体的に関わり、多様な人々と連携・協働しながら活力ある地域社会を創り出していけるよう、今一度運営方法や内容面を見直す必要があると考えております。

また、郷土の歴史や文化に誇りをもち、複雑多様化する課題と向き合いながら、地域の発展を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となってきました。

さらに、第6期下川町総合計画の将来像を達成するための2030年における下川町のありたい姿の一つである「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を基本に、令和2年度に作成した下川町地域共育ビジョンとともに、第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）の基本目標を実現していくため、ポストコロナ時代を見据えた、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(E S D)と、続ける幸せだけでなく、変わる・新しい幸せを生む教育行政を今後も推進してまいります。

次に、教育委員会として令和5年度に重点的に取り組む施策について、6点申し述べます。

変化の激しい社会を生き抜く力の育成

一点目は、「変化の激しい社会を生き抜く力の育成」についてです。

小中学校教育においては、児童生徒が、自分のよさや可能性を認識して、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、個性を生かし、可能性を最大限に伸ばすことにより、夢や希望をもち、変化の激しく予測困難な社会を生き抜く力の育成に努めていくことが重要であります。

これを実現していくためには、学校の教育活動においても、引き続き基本的な感染対策を徹底した上で、児童生徒一人ひとりの可能性を理解し、伸ばす指導を工夫するとともに、学習の環境整備に努めることによって、学びを止めず、学ぶ意欲を高めていく必要があります。

具体的には、ICT推進アドバイザーやICT支援員により、ICTに係る教職員の日常的な業務・学習支援の充実、配置した一人一台タブレットを授業で活用していくことができる学習環境の整備とともに、セキュリティ強化による遠隔・オンライン授業を行うことで、児童生徒の学びを保障してまいります。さらに、学校における働き方改革を進め、年齢に関係なく、全教職員が、人間性や創造性を高め、自らの授業のレベルを引き上げることができるよう、業務改善を通じた仕事の効率化などを図っていくこととします。

また、整備しているICTにより、学習履歴や生徒指導上のデータ等を利活用することで、教師の負担を軽減するとともに、ICT活用による効果や意欲的に学ぶ児童生徒の様子を積極的に公開してまいります。

次に、「特別の教科 道徳」が道徳教育の要の時間として機能するよう、道徳的な価値を自分のこととして捉え、よく考え、議論するなど、指導方法の工夫改善を図ってまいります。

具体的には、参観日に「特別の教科 道徳」の授業公開を行うとともに、道徳推進教師が中心となって相手の気持ちや考えを思いやり、自分と異なる個性を受け入れ、助け合うことができる心豊かな児童生徒を育成する取組を計画的に実践し、その成果等を学校だより等によって公表してまいります。

さらに、生徒指導では、主に特別活動を通して、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒同士の好ましい人間関係、ひいては個性の違いを認め、尊重する関係を基本として、学校全体で支持的風土を醸成していきます。とりわけ、いじめ防止の取組については、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されることではないことを理解させるとともに、学級担任が中心となって行う定期的ないじめ調査や教育相談だけでなく、すべての教師が児童生徒に接するあらゆる機会をとらえた、いわゆる「チャンス相談」等や日常的に保護者・地域からの情報を受け入れ、事実確認を速やかに行うことにより、未然の防止と早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

また、不登校の児童生徒への対応については、児童生徒の状態やニーズに応じて学習意欲の維持、向上等を図るため、学校内外において、ICTを活用した計画的な学習活動を行えるよう、支援の充実に取り組むとともに、学校や下川町認定こども園「こどものもり」、保健福祉課

などの関係機関と連携を図りながら、社会的自立を目指し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、健やかな体づくりとしては、児童生徒の体力向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査など該当学年の客観的なデータを基に、全学年で保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、自らが心身の健康を大切にすることに気付き、運動することの楽しさを実感し、望ましい生活習慣を身に付けさせることができる体育科や保健体育科の授業改善と学校の特色を生かした体力づくりの見直しを行ってまいります。

また、食に関する正しい知識と、地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等につながる健康教育を、栄養教諭と連携して小中学校で実践してまいります。

次に、学校安全につきましては、交通事故や災害等の発生時に児童生徒の安全を確保するために、教職員だけでなく、児童生徒自身も迅速・的確に行動することが不可欠です。

そのために、交通安全教室、防犯教室、防災教室により、児童生徒の意識啓発に努めるとともに、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒自身に、危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせてまいります。

また、小学生のバス通学に関して、今年度から下校時のバス乗車場を、中学校と同じように、下川町民会館前から小学校の校地内に変更し、児童の安全確保に万全を期してまいります。

次に、特別支援教育につきましては、児童生徒や保護者の多様化する教育的ニーズに応じた支援を行うことが大切であります。そこで就学前から、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育相談員による学習面や生活面に、配慮が必要な児童生徒の実態把握と、必要に応じて外部の専門家による助言指導を受けるとともに、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援してまいります。

加えて、特別支援教育連携協議会による研修会や子育て講演会などを通して、関係職員だけでなく一般市民の皆様も参加できる特別支援教育関連の今日的課題に対する研修会等の実施に努めてまいります。

地域とともにある学校づくりの推進

二点目は、「地域とともにある学校づくりの推進」についてです。

小中学校教育の質向上を図るためには、教職員間や学校間の情報・行動連携と、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる環境整備だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協働して児童生徒を育む学校づくりを推

進していくことが重要であります。

これを実現していくためには、学校が地域の教育力を、地域が学校の力を活かしていくことができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部事業で、互いに児童生徒の実態及び課題の共通認識を深め、また、地域学校協働活動の推進により、学校の教育活動と地域活動を繋げることで、地域の魅力や課題に触れる機会が生まれ、多様な体験活動が創出されます。これにより、児童生徒が自らやってみいたいことに挑戦できる環境づくりを整備し、実践につなげていくことや地域・学校・家庭が連携した場づくりを進めてまいります。

具体的には、小中学校の校長が作成した令和5年度の学校経営方針を踏まえた重点目標と、学校運営協議会が地域の願いとしてまとめた「下川を愛する児童生徒像」の中に、令和5年度の重点を位置付けた「義務教育9年間でめざす姿」を基本に、教育委員会、学校と学校運営協議会の3者が、小中学校の経営状況を共有し、協議を行いながら、一体となって児童生徒に「生きる力」を育成してまいります。

次に、地域に開かれた学校づくりとしては、地域学校協働活動推進委員を派遣し、小学校のクラブや中学校の部活動のほか、図書室の充実に向けた取組に加え、学校行事等の教育活動と連携した地域学校協働活動を推進してまいります。また、小中学校の教職員の専門性を生かし、相互に授業の乗り入れを実施してまいります。

さらに、中学校の部活動の地域移行に関しては、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の整備を図るため、まずは休日の部活動の移行を基本とした上で、地域指導者の確保や部活動参加の費用負担、活動場所の確保などの課題を整理し、今年度から7年度までの3年間で改革推進期間として捉え、部活動の地域移行に関する推進計画を検討してまいります。

次に、幼小の連携については、小学校入学当初において、幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、情報の共有・連携を重視してまいります。

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況であることから、引き続き、商業におけるスペシャリストの育成を目指した魅力ある学校づくりを支援していくことが重要であります。

これを実現していくために、学校が地域と共にある特色ある教育活動や生徒の個性を大切に、能力や適性に応じた学習を進めていけるよう、本町として、直接支援できる環境を整備していく必要があります。

具体的には、課題研究授業などによる学校と地域との連携を支援する地域学校協働コーディネーターを派遣し、総合的な探究の時間における個別の課題研究を実現する

とともに、下川商業高等学校コミュニティ・スクール(学校運営協議会)との連携・協働を確保し、地域と共にある魅力ある学校づくりの充実につなげていくことができるよう、存続維持・発展に向けた各種の振興策を進めてまいります。また、大学等に進学する下川商業高等学校の卒業生への支援として、就学資金助成事業を引き続き行っております。

下川への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

三点目は、「下川への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成」についてです。

児童生徒が発達段階に応じて、ふるさと下川の自然環境や地域の歴史・伝統・地域の人に触れ、地域のよさを学ぶことで、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくためには、地域を基盤としたキャリア教育に力を入れ、地域や地元企業等との連携協力により、一人ひとりの興味・関心を見つける機会をつくり、多様な大人との対話を通じた取り組みや、地域をフィールドとした実践を小学校から高校まで一貫して実施し、自律した社会人に向けて必要となる資質・能力の基盤を育むとともに、SDGsの考え方を身に付ける取組を継続して推進してまいります。

具体的には、令和4年度に改訂した社会科副読本「しもかわ」を活用しつつ、身近な自然を通して、学校だけでなく地域の大人達から学ぶ機会を通じた教育活動を進めてまいります。

次に、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを気兼ねなく発信することができる心理的安全性を高めることができる集団づくりを進め、すべての教育活動の土台となるコミュニケーション能力の育成につなげてまいります。

次に、下川町認定こども園「こどものもり」から小・中学校、高等学校において、森林とのふれあいや林業体験などを実施し、系統的な森林環境教育を継続してまいります。

また、保護者の義務教育に係る費用の軽減として、学校教材費等助成事業を引き続き行っております。

学びあい高めあう地域社会を創り出す 生涯学習の推進

四点目は、「学びあい高めあう地域社会を創り出す生涯学習の推進」についてです。

町民一人ひとりが乳幼児期から高齢期までの生涯各期において学び続け、その成果を生かし、充実した潤いの

ある生活を送ることができる生涯学習の推進が重要です。

これを実現していくためには、生涯各期に限定することなく、異年齢集団における学習機会の提供と互いに学び合うことができる学習を推進し、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図るとともに、気軽に楽しむことができる環境整備に努めてまいります。特にポストコロナ時代においては、感染対策を行いつつも、互いに楽しみ高めあい、生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

具体的には、家庭教育において保護者が、子どもの健やかな成長に必要な知識を学び、家庭の教育力向上に寄与するためのセミナーや体験講座などの学習機会を提供するとともに、親子の絆を深める取組を実施してまいります。児童室においては、親子が安全で安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

次に、青少年教育においては、人間形成の基礎がつけられる最も大切な時期であり、地域・家庭・学校が連携を深め、学校外で良好な教育環境を構築し、実践していく必要があります。そこで、継続的・計画的に実施している小中学生対象のキッズスクールや中高生の居場所づくり事業等による各種体験活動や自習学習等の充実を図ります。

次に、高齢者教育においては、ポストコロナ時代に即した内容となるよう、各種交流会や高齢者学級などの見直しを図りながら提供するとともに、高齢者がもつ知識、技能や経験を活かし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

次に、図書室においては、日常の暮らしに役立ち、課題解決につながる図書資料の充実を図るとともに、読書を通じた主体的な生涯学習や活動を支援し、親しまれる図書室づくりを進めてまいります。また、読み聞かせや読書イベントなどにより、子どもが本に親しむきっかけづくりや親子のふれあいを促進し、学校の図書室との連携を図りながら、読書環境の整備に努めてまいります。

豊かな心を育む芸術・文化の振興

五点目は「豊かな心を育む芸術・文化の振興」についてです。

優れた芸術文化に接する機会を充実させ、町民一人ひとりの創造性を高め、心豊かで活力ある地域づくりにつながる芸術文化の振興が重要です。

これを実現していくために、町民による自主的・創造的な芸術・文化活動を支援するとともに、芸術文化に接する機会の提供や文化協会加盟の文化サークルと連携した町民参加型の事業を実施してまいります。

具体的には、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるた

め、積極的な伝承活動が行われております無形文化財である「上名寄郷土芸能」を永く後世に伝えるために支援するほか、町民が触れる機会を設けてまいります。

また、郷土資料については、データベースを基に台帳を作成し、管理をしているところですが、「ふるさと交流館」や、「札天山収蔵館」の所蔵品を含め、そのあり方を再検討するとともに、公開しきれない郷土資料を保管している「旧菱光(きゅうりょうこう)小学校」について、管理方法を見直してまいります。

豊かな心を育む芸術・文化の振興

六点目は「誰もが楽しく健やかな心身を育む生涯スポーツの振興」についてです。

町民一人ひとりが、健康づくりやスポーツを通じて、楽しく心と体を鍛えることができる生涯スポーツの振興を図ることが重要です。

これを実現していくためには、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、誰でも、どこでも、気軽にできる生涯スポーツを推進していきます。

具体的には、基本的な感染症対策等、新しい生活様式に沿って、年齢や体力に応じ、安心して取り組んでいただけるスポーツ教室等を実施してまいります。

次に、競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団、中学校・高校の部活動に対し、活動への支援を行うとともに、ポストコロナ時代を見据え、参加者だけでなく、運営者側にも安心して参加、運営していただける各種競技大会の開催などにより、保護者の負担軽減や競技力向上を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。

さらに、ノルディックスキー競技においては、本町出身選手が国内外の大会で活躍しており、それが町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、今後におきましても、幼少の裾野を広げる活動に力を入れるとともに、専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成強化と学校への支援を推進してまいります。

社会教育施設やスポーツ施設においては、年間を通じた利用状況と関係団体や利用者等の意見等を把握し、今後の管理運営や整備等について検討を進めるとともに、老朽化の進んだ施設もあることから改修を行い、安全な利用に支障をきたす箇所については、緊急性があるものとして、修繕を実施してまいります。

以上、教育行政執行方針を申し上げましたが、先行き不透明なポストコロナ時代を乗り越えていくため、生涯を通して学び、考え、様々な困難に対応できる教育が求められております。

本年度におきましても、町長部局と緊密に連携しながら、いくつになっても、自分のよさや可能性を信じ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら挑戦することによって、創意ある教育行政を執行し、本町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

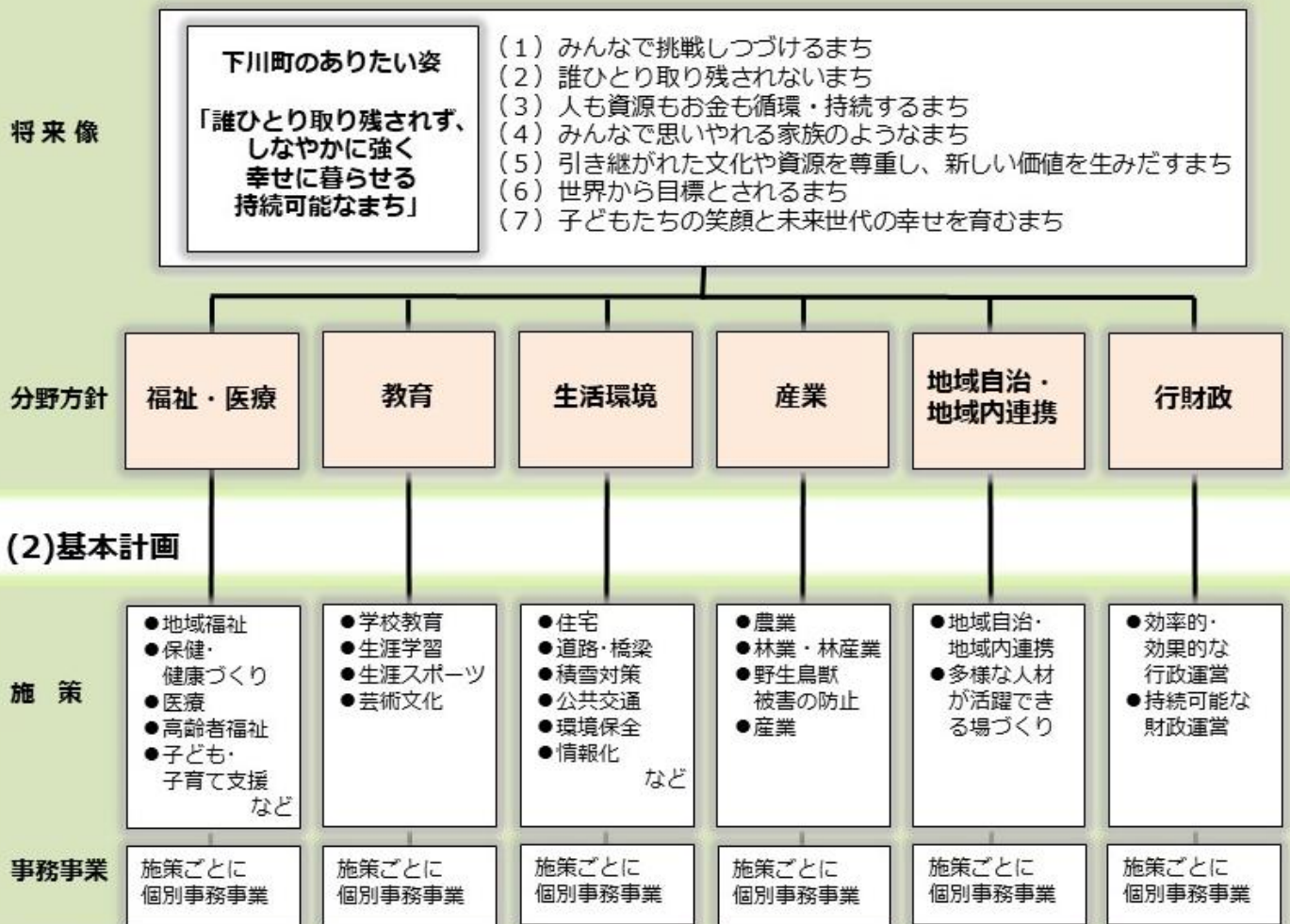
今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

第6期下川町総合計画と令和5年度予算について

第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことも本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていくこととしています。

(1)基本構想【2019年度(H31年度)～2030年度】



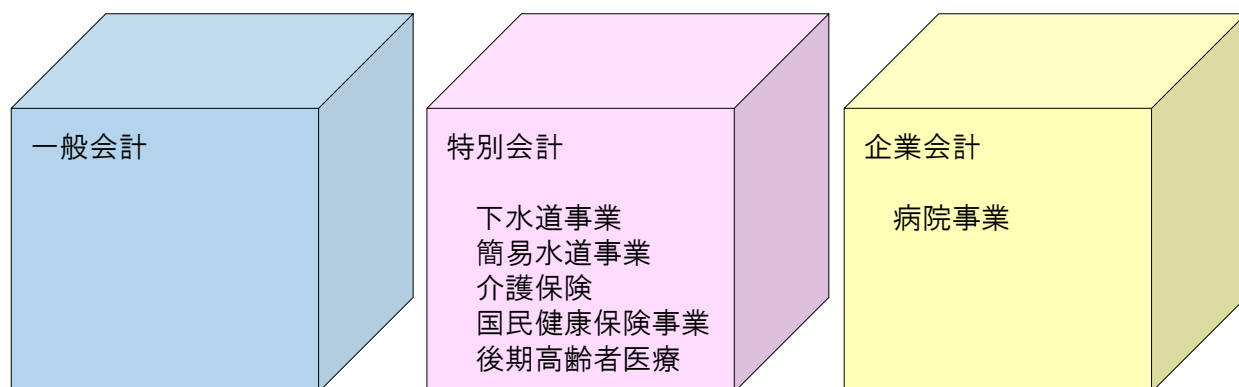
総合計画とは

「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、計画的にまちづくりを行うための計画です。



令和5年度各種会計予算

会計名	5年度予算額	4年度予算額	比較	伸び率
一般会計	52億9,700万円	52億4,700万円	5,000万円	1.0%
下水道事業特別会計	3億7,963万円	3億7,628万円	335万円	0.9%
簡易水道事業特別会計	15億1,306万円	5億5,514万円	9億5,792万円	172.6%
介護保険特別会計	8億4,878万円	8億5,654万円	▲776万円	▲0.9%
介護保険事業勘定	4億8,931万円	5億240万円	▲1,309万円	▲2.6%
介護サービス事業勘定	3億5,947万円	3億5,414万円	533万円	1.5%
国民健康保険事業特別会計	4億8,972万円	5億4,063万円	▲5,091万円	▲9.4%
後期高齢者医療特別会計	6,577万円	6,674万円	▲97万円	▲1.5%
病院事業会計	6億2,955万円	6億2,047万円	908万円	1.5%
合計	92億2,351万円	82億6,280万円	9億6,071万円	11.6%



■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。下水道事業など5つの特別会計があります。また、介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。病院事業が企業会計になります。

令和5年度一般会計予算概要

町の収入（歳入）

科 目	比 較	予算額
【 自 主 財 源 】	町が自主的に集めることができる収入	
町 税	町民の皆さんが納める税金	3億4,311万円
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金	4,700万円
使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金	1億660万円
財 産 収 入	町有林主伐・間伐材やトマトジュースなどの売り払い収入	3億401万円
寄 附 金	ふるさと納税などのお金	5,950万円
繰入金・繰越金	町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金	6,490万円
諸 収 入	他団体からの補助金や雑入など	1億4,467万円
【 依 存 財 源 】	国や北海道から交付されるお金や町債	
地方譲与税など		2億540万円
地方交付税		28億6,000万円
国・道支出金		6億8,141万円
町 債	道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金	4億8,040万円
合 計		52億9,700万円

町の支出（歳出）

科 目	比 較	予算額
議 会 費	議会運営などに要する経費	3,797万円
総 務 費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、SDGs未来都市の推進などに要する経費	4億256万円
民 生 費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに要する経費	7億3,555万円
衛 生 費	健康づくりやごみ処理などに要する経費	3億5,392万円
農 林 業 費	農林業の振興や森林整備などに要する経費	6億7,255万円
商 工 労 働 費	商工振興や観光・地域振興などに要する経費	3億3,520万円
土 木 費	道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費	6億5,725万円
消 防 費	消防に要する経費	2億176万円
教 育 費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに要する経費	3億6,402万円
公 債 費	借金の返済などに要する経費	6億9,537万円
給 与 費	職員の給料などに要する経費	8億3,895万円
予 備 費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	190万円
合 計		52億9,700万円

定期予防接種事業 **予算額 614万円**

担当
 保健福祉課
 (総合福祉センター内)
 ☎・告知端末 4-3356

財源	
町の負担額	612万円
国の負担額	2万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して免疫をつくりま
 す。予防接種費用を全額または一部助成します。

✓ 小児の定期予防接種

ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児肺炎球菌、
 4種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ）、BCG（結核）、
 麻疹風しん、水痘、日本脳炎、2種混合（ジフテリア、破傷風）、
 ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がんなど）



✓ 高齢者の定期予防接種

高齢者肺炎球菌

今までに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方
 年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方が接種
 対象となります（令和5年度まで）。

インフルエンザ

65歳以上の方および60歳以上64歳以下であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の
 機能またはH1V（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能に障がい
 ある方が対象になります。

✓ 成人の定期予防接種

風しん第5期（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）

これまでに風しんにかかったことがなく、抗体検査の結果、予防接種の必要が
 あると判定された方が対象になります（令和6年度まで）。

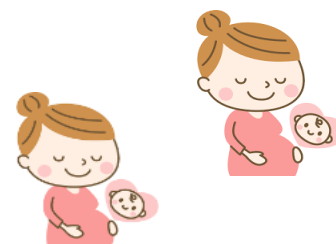
母子保健事業 **予算額 409万円**

担当
 保健福祉課
 (総合福祉センター内)
 ☎・告知端末 4-3356

財源	
町の負担額	382万円
道の負担額	5万円
国の負担額	22万円

安全な出産と産後間もない時期の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児
 ができるよう支援します。

- ✓ 妊産婦健康診査
- ✓ 産後ケア
- ✓ 新生児聴覚検査
- ✓ ウェルカムベビークラス
- ✓ 不妊治療支援
- ✓ 乳幼児健診・相談・訪問



子どもすこやか予防接種事業

予算額 77万円

担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	77万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して免疫をつくります。予防接種を受ける際に、一部自己負担があります。

- ✓ 小児の任意予防接種
流行性耳下腺炎（おたふく）、小児インフルエンザ

妊娠初期に風しんに感染すると、先天性風しん症候群のお子さんが生まれる可能性があります。風しん抗体検査の結果、予防接種の必要性があると判定された女性が対象になり、妊娠する前に接種することができます。予防接種を受ける際に、一部自己負担があります。

- ✓ 成人の任意予防接種
成人の風しん（妊娠を希望する女性）

がん検診事業

予算額 652万円

担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	538万円
国の負担額	10万円
受診者の負担額	104万円

胃がん・肺がん・大腸がん・CT肺がん・子宮がん・乳がん検診を行い、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険（国保・社保・後期高齢者等）によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

- ✓ 今年度、次の年齢の方は検診料金が無料になります。
胃がん検診、肺がん検診 40歳
大腸がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
子宮がん検診 20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳
乳がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
- ✓ 5月27日（土）・28日（日）、10月28日（土）・29日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。なお、CT肺がん検診は10月28日（土）・29日（日）のみです。
- ✓ 旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、CT肺がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。
- ✓ 町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院 予算額6億2,955万円

担当
町立下川病院
☎・告知端末 4-2039

財源	
入院・外来収益	2億9,795万円
一般会計の負担	2億1,410万円
その他収益	6,642万円

町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、安定した医療提供体制と病院運営を進めていきます。

✓医療連携ネットワークの活用！

■ポラリスネットワーク

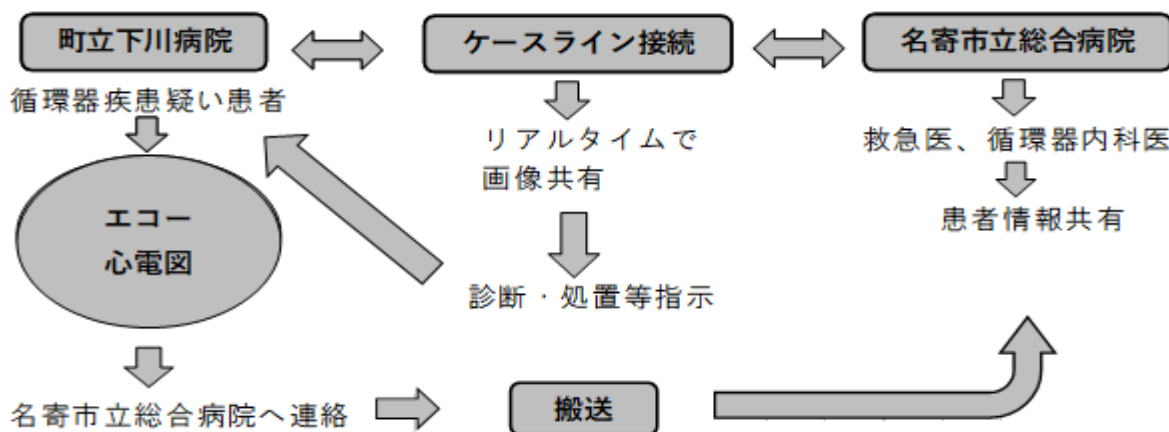
ポラリスネットワークは専用のインターネット回線を利用し、主に名寄市立総合病院との間で診療情報を共有するシステムです。

画像・検査・薬歴等の情報が共有でき、安心した医療サービスを受けることができます。

■ケースライン (c a s e l i n e)

地域医療機関の医師を名寄市立総合病院の専門医が支援するための遠隔診療支援システムです。

循環器疾患の救急患者を対象として、名寄市立総合病院の専門医がリアルタイムに心電図や超音波データなどの画像を共有し、音声通話を通して診断、治療を行い処置及び搬送の指示等の患者支援を行います。



✓夜間間診療をご利用ください！

第2・第4木曜日は夜間診療を行っています。
受付は17時15分から18時30分までです。
※4月から内科のみとなります。

✓外科医の在院日のご案内

第2・第4金曜日に北海道地域医療振興財団から外科医が来院し、外科診療を行っています。
受付は8時30分から16時30分（午前中の受付は11時30分まで、再開は13時から）です。

介護予防・日常生活支援総合事業 **予算額 1, 559万円**

担 当
 地域包括支援センター
 (総合福祉センター内)
 ☎・告知端末 5-1165

財 源	
介護保険料の負担	178万円

介護保険被保険者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を目的に日常生活を支援します。また、地域における住民主体の通いの場づくり等を支援します。

●介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者：①要支援認定を受けた方
 ②基本チェックリストにより対象者となった方
 ※サービスを利用する場合は、町に申請が必要です。

サービス名	内 容
訪問型サービス	ヘルパーが訪問し、買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援をします。
通所型サービス	デイサービスセンターで、食事、入浴、体操、レクリエーション等の支援をします。
その他の生活支援サービス	<p>【総合事業配食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が指定している事業所が自宅にお弁当を配達します。(昼食のみ) <p>【総合事業給食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型住まいの場「ぬく森」で、食事を提供します。毎日(朝食、昼食、夕食)利用可能 <p>【総合事業訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認などをします。
介護予防ケアマネジメント	主に地域包括支援センターがマネジメントします。

●一般介護予防事業

対象者：65歳以上の方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内 容
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発などを行います。
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと運動教室、カーリンコン運動教室、キャラバン・メイト活動など地域の住民が主体となった介護予防活動の支援や、介護予防ボランティア活動に対して、介護予防アクションポイント事業を行い、活動を支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士による訪問指導・教室活動や、ケースカンファレンス(事例検討会)などに参加して、地域の介護予防を支援します。

●その他の事業

対象者：65歳以上で要支援及び要介護の認定がされていない方

事業名	内 容
介護予防福祉用具貸与	町で指定されている歩行器と杖の貸し出しをします。 ※返却時の消毒代は実費負担となります。
介護予防福祉用具購入	入浴用具（浴槽用手すり、浴槽内台、シャワーイス、移乗用台）購入費用を助成します。 ※購入上限額5万円。その1割が自己負担になります。

高齢者入湯料・入湯交通費助成事業

予算額 349万円

担 当

保健福祉課
☎ 4-2511（内線125）
告知端末 4-251104

財 源

町の負担額	349万円
-------	-------

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。

【対象者】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）
- ✓身体障害者手帳を交付されている方
- ✓療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方



【利用回数】

- ✓年間100回まで（入湯券の有効期限は翌年3月31日まで）
- ✓窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

【その他】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）は、五味温泉までのコミュニティバスに乗車するために要した営業バスの交通費の一部を支援します。（100往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

- 身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障害及び肢体不自由に該当し1級及び2級の認定を受けた方
- 療育手帳A判定の方
- 介護保険で要介護認定を受けた方

未来人材育成プログラム構築実証事業

予算額 462万円

担当

教育課

☎ 4-2511 (内線516)

告知端末 4-251111

財源

町の負担額	385万円
国の負担額	77万円

■令和4年度から「地域学校協働コーディネーター」を配置し、小・中・高校の職員室に自席をもち、地域と学校を結ぶ業務にあたっています。また、小学校には地域学校協働推進員を配置しています。「下川町地域共育ビジョン」をもとに、社会教育、学校教育の両面から、更に子どもたちの体験活動や地域の人との交流を促進します。

■「下川町共育ビジョン」をもとに、学校や地域で実施されている活動について、ホームページを特設し、情報発信を行っていきます。取り組みのインタビュー記事など、活動の詳細について公開していきます。

■「中高生居場所づくり」事業として、中高生を対象とした、自分の興味関心のあることを深く学べる場を実施します。パソコンを使用したプログラミングやデジタルイラストなど地域内外の多様な方に関わってもらいながら、中高生の可能性を広げる機会をつくれます。

■上記の場を企画・構築・運営する役割と、下川商業高等学校と地域連携を図る役割として、地域おこし協力隊を1名募集していきます。



学校教材費等助成事業

予算額 84万円

担当

教育課

☎ 4-2511 (内線513)

告知端末 4-251111

財源

町の負担額	84万円
-------	------

■児童生徒の教材費等に係る経費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することで、子育て環境の充実を図るとともに、児童生徒の健やかな成長を支援する。

- ・ 小学校
1年間に係る教材費等の2分の1を補助
- ・ 中学校
入学時等における指定ジャージ購入費の2分の1を補助

G I G Aスクール構想事業

予算額 227万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線513)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	182万円
国の負担額	45万円

■G I G Aスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するものです。

令和2年度に整備した端末(タブレット型パソコン)を活用し、G I G Aスクール構想を推進するため、教育ICT化推進アドバイザー及びICT支援員による学校のICT環境を推進します。

また、教諭等を委員とする下川町学校ICT教育推進協議会により、学校のICT教育を総合的に推進するために必要な調査、研修等を行います。

✓教育ICT化推進アドバイザー謝礼

✓ICT支援員の設置

下川商業高等学校支援事業

予算額 1,730万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線512)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	1,730万円

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

✓下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 929万円

入学に係る費用(1人につき12万円)や町外からの通学費(定期運賃の2分の1以内)を助成します。

✓多目的宿泊交流施設利用助成 142万円

多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、利用料の全額を助成します。

✓下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円

札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

✓下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円

部活動の各種大会への参加費用を助成します。

✓下川商業高等学校卒業生就学資金助成 39万円

卒業して大学等に進学する生徒・保護者に対し、教育ローンの返済利子分を助成します。

ウィークエンドスクール事業

予算額 259万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線512)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	189万円
道の負担額	70万円

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末などに無料の学習会を開催します。

✓小学生3～6年 国語、算数、理科、社会、外国語活動（英語）
年間62回開催予定（週2回程度）

✓中学生全学年 国語、数学、理科、社会、英語
年間72回開催予定（週2回程度）



スポーツ少年団活動支援事業

予算額 146万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線514)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	146万円

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通じた健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

✓青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 40万円

全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額と大会参加料などを合わせた金額の2分の1を助成します。ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除いた2分の1の金額とします。

✓スポーツ少年団活動事業交付金 50万円

スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。

▼団体割 1団体当たり30,000円

▼人数割 登録者1名あたり1,000円

▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1（上限75,000円）



✓下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 10万円

少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。

✓スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 4万円

少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。

✓スポーツ・文化活動PCR検査支援事業交付金 42万円

ゼロカーボン推進事業

予算額 574万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511 (内線235)

告知端末 4-251102

財 源

町の負担額	384万円
国の負担額	190万円

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定事業

町では昨年3月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティしもかわ」宣言を行いました。この実現のため、下川町の温室効果ガスの排出抑制を推進する総合的な計画づくりを進めます。

区域施策編

町全体の温室効果ガス削減を目指すための総合的な計画で、町民・事業者・行政などの主体が地球温暖化対策を推進するうえでの指針となる役割を持ちます。

温室効果ガスの削減目標を設定し、その目標達成に向けた取組の方向性を示すものです。

事務事業編

町の事務及び事業における温室効果ガスの削減を目指すための計画です。公共施設や公用車の省エネ化や、職員による節電、化石燃料の使用抑制などの日常業務における省エネ行動等、温室効果ガス削減に向けた取組を示すものです。



■炭素本位制普及啓発事業

町における産業、家庭、運輸、業務の各部門での温室効果ガス排出量及び森林による二酸化炭素吸収量を、アンケート調査等により算出し、二酸化炭素の収支の見える化を図ります。

■しもりんエコポイント事業

徒歩での移動や省エネ型家電製品の購入など、環境に配慮した行動に対して、町内で使える「しもりんポイント」を進呈します。

しもりんエコポイントがもらえる行動の例

対象となる活動	進呈ポイント数
しもりんエコポイントへの参加 しもりんポイントカード番号、氏名、住所の登録	100ポイント (1世帯1回限り)
電力消費データの提供 消費量を確認できるお知らせなどを持参	50ポイント/月1回
省エネ型冷蔵庫への買い替え 保証書等製品の型番と購入費がわかるものを持参 ※実施期間中の購入に限る	2,000ポイント/1回限り
歩こうしもかわへの参加 歩数計、スマホアプリなどでひと月の歩数を提示 1日平均2,000歩もしくは6万歩/月以上…200ポイント 1日平均5,000歩もしくは15万歩/月以上…500ポイント 1日平均8,000歩もしくは24万歩/月以上…1,000ポイント	歩数に応じて/月1回

危機管理対策事業 予算額 471万円

担当
 総務課
 ☎ 4-2511 (内線225)
 告知端末 4-251101

財源	
町の負担額	451万円
道の負担額	20万円

- 住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、
 - 町民の防災意識を高める施策
 - 減災や災害応急対策などの危機管理体制の充実
 - 危機対応の訓練等の計画・実施を進めていきます。

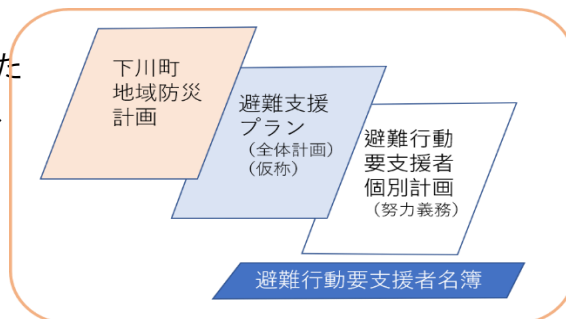
■地域コミュニティによる自助、共助体制の充実を図ります。

避難行動要支援者に関連する町の取組みについて

災害時における要援護者の避難支援については、従来より地域における自助と共助を基本とした取組を町民のみなさまにお願いしてまいりました。

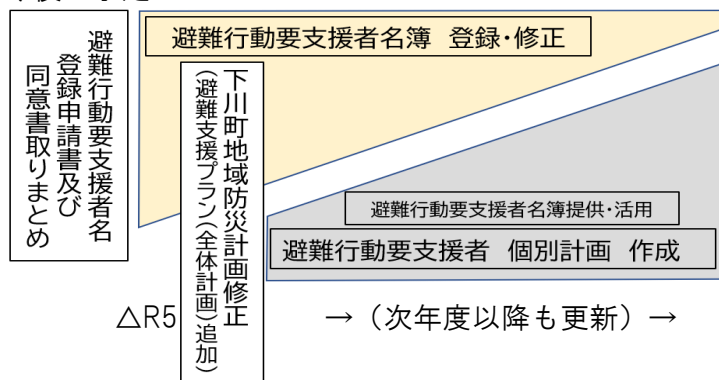
この度、災害対策基本法の改正を踏まえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的に、地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について、ご理解とご協力をいただくため、従来の「下川町地域防災計画」の下位計画として「下川町避難支援プラン（全体計画）」（仮称）を次年度中に策定します。

これに先行して、自治体の努力義務となった「避難行動要支援者個別計画」の策定のため、この計画の対象の方々を掲載する「避難行動要支援者名簿」の充実及び利活用を進めます。



避難時要支援者聞取り

今後の予定



宅配等事業

予算額 739万円

担当

税務住民課

☎ 4-2511 (内線111)

告知端末 4-251103

財源

町の負担額

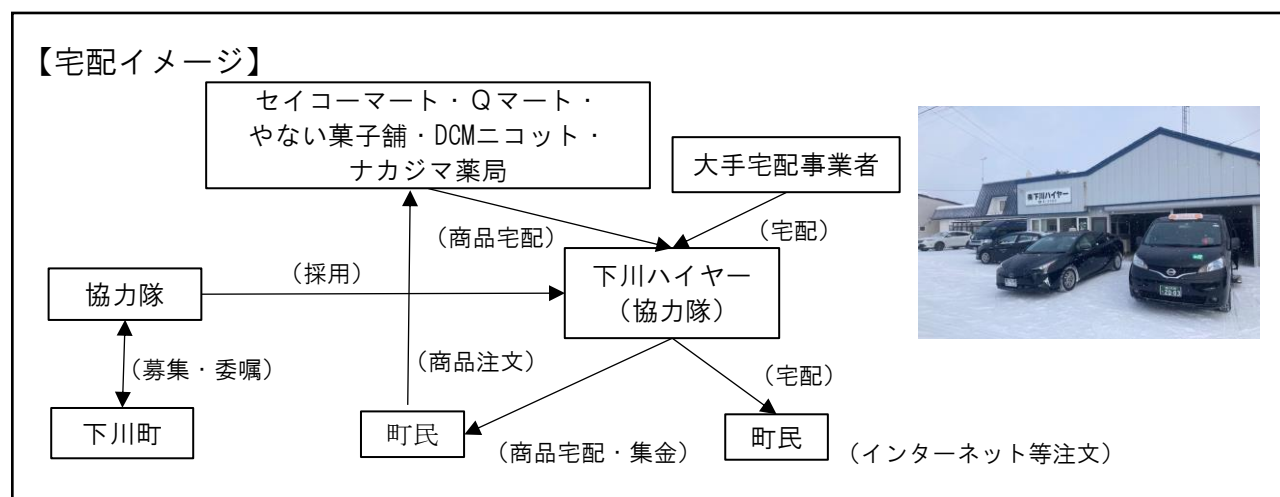
739万円

食品等を配達する商店がなくなり、不便になったという声を聴きました。

そうした中、平成29年9月から過疎地域（人口3万人未満の市町村）において、タクシーによる貨客混載の規制緩和が実施されています。

地域の商店等から商品・薬を高齢者等へ有料で宅配するとともに大手宅配事業者の宅配、更には地域交通を継続・維持のため、地域おこし協力隊制度を活用し、生活支援及び地域の公共交通の確保を目的に株式会社下川ハイヤーでの貨客混載の実証・事業化を行います。

※利用には事前登録が必要です。詳細は、宅配できるお店や税務住民課(4-2511(内111))、下川ハイヤー(4-3103)にお問い合わせください。



飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業

予算額 25万円

担当

税務住民課

☎ 4-2511 (内線116)

告知端末 4-251103

財源

町の負担額

25万円

町内に生息する飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用を助成し、動物愛護、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境を図ります。

◎対象者

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる町民、又は町内で活動する団体

◎助成額

猫1匹につき25,000円（上限）、手術費用が25,000円未満の場合は実費額

※申請前に、対象猫が警察や保健所に届け出されていないか、近隣に飼い主はいないか等、飼い主のいない猫であることを確認してください。

詳細については、お問合せください。

消費者協会活動交付金

予算額 32万円

担 当
税務住民課
☎ 4-2511 (内線117)
告知端末 4-251103

財 源	
町の負担額	10万円
道の負担額	22万円

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う消費者協会の活動を支援します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓発活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目 的：遊休品の有効活用による埋立ごみの減量と
地域コミュニティの形成

場 所：下川町民会館1階

開店日時：毎週、月・木・土の12時から16時まで

取扱方法：①無償でお預かり

②希望金額の提示を受けてお預かり

③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲示板で当事者同士がお話合い



空き家対策総合支援事業

上限

予算額 2,700万円

担 当
建設水道課
☎ 4-2511 (内線252)
告知端末 4-251106

財 源	
町の負担額	1,350万円
国の負担額	1,350万円

空き家を活用し、転入者、定住希望者や子育て世帯の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	空き家の「活用」	空き家の「解体」
対象者	・ 町内に定住を希望されている方 ・ 町内に転入されてから10年以内の方 ・ 町内に居住し、満18歳以下の子どもを扶養している方や妊娠中の母子を扶養している方	下川町に空き家を所有している方
補助率	空き家の取得・改修等費用の2/3以内 (限度額500万円)	空き家の解体費用の4/5以内
留意点	・ 空き家を取得し、かつ100万円以上の改修を行う場合が対象 ・ 10年以上居住すること	申請前に「特定空き家」の認定を受けることが必要

※当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

快適住まいづくり促進事業

上限

予算額1,500万円

担当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線252)

告知端末 4-251106

財源

町の負担額	1,320万円
国の負担額	180万円

快適な住環境の整備を促進し、定住の促進と下川町産認証木材の利用を促進するとともに、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の新築又は新築の建売住宅の取得		自らが居住する住宅の新築又は新築の建売住宅の取得(以下「住宅新築等」という。)	建築又は購入に要する費用の20分の1以内 [限度額150万円]
		住宅新築等に下川町産認証木材を10m ³ 以上使用	下川町産認証木材(FSC認証・SGEC認証)の使用量1m ³ 当たり5万円を加算 [限度額100万円] ただし、下川町産認証木材として、CoC認証工場で加工された木材
中古住宅等の取得	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	自らが居住又は賃貸住宅の用に供するための中古住宅等の取得	住宅等の取得価格の5分の1以内 [限度額150万円]
住宅等の解体	所有者又は所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の2分の1以内 [限度額50万円]
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅の改修、改修に要する費用が100万円以上	改修に要する費用の5分の1以内 [限度額150万円]
	町民又は町内に住所を有する法人	町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修、改修に要する費用が100万円以上	改修に要する費用の5分の1以内 [限度額75万円]
環境負荷の低減		相当隙間面積が0.5cm ² /m ² 以下を満たした住宅新築等	20万円を加算
		外皮平均熱貫流率が0.24w/m ² k以下を満たした住宅新築等	30万円を加算
		住宅に30万円以上の木質バイオマス活用機器の設置	20万円
		住宅等に公称最大出力1kWh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1以内 [限度額15万円]

公営住宅整備事業

予算額 2億2,113万円

担当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線252)

告知端末 4-251106

財源

町の負担額	1億2,769万円
国の負担額	9,344万円

移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○元町団地建替事業

元町団地1棟5戸（1LDK4戸、3LDK1戸）を建設します。



下川浄水場整備事業

予算額 13億9,315万円

担当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線254)

告知端末 4-251106

財源

町の負担額	9億7,056万円
国の負担額	4億2,259万円

現在稼働している浄水場は昭和43年に竣工し既に50年以上経過しており、建物、設備等の老朽化が進んでいます。安全で安心な水道水の安定供給に向けて、将来を見据えた効果的・効率的な新たな水道施設の整備を令和4年度から2ヵ年で進めています。

浄水場は、現在の場所（北町673番地）から変わって、取水口附近（北町311番地4）に新設されます。

また、新浄水場から既存の配水池（浄水を貯めておく施設）までを繋ぐ送水管を新たに敷設します。



農業振興事業

上限

予算額 289万円

担当
農林課
☎ 4-2511 (内線143)
告知端末 4-251109

財源	
町の負担額	145万円
国の負担額	144万円

農産物生産額の向上などを目的に、施設園芸ハウス増設、ホワイトアスパラ生産、フルーフトマトの半養液栽培、施設園芸高度化に対し、資材費の一部を補助します。

✓施設園芸セミオートメーション等事業 289万円

フルーフトマトの半養液栽培、施設園芸ハウスに設置する環境制御装置等の導入に対して、導入費用・資材費の3分の1以内を補助します。ただし、新規に取り組む者、新規就農者及び継承予定従事者を対象とします。

農業担い手対策事業

予算額 4,024万円

担当
農林課
☎ 4-2511 (内線143)
告知端末 4-251109

財源	
町の負担額	4,024万円

新規就農者確保のための支援、農業継承者や継承予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

✓新規就農者等支援事業（新規就農者及び新規就農予定者の方） 3,994万円

▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助など。

▽新規就農予定者へは、月額20万円の貸付金、研修旅費及び実習費の補助など。

✓新中核的農業担い手対策事業（農業継承者及び継承予定者の方） 30万円

▽情報交換のために行う研修支援には3分の2以内、最大100万円を補助します。



草地畜産基盤整備事業(公共牧場整備事業)

予算額 1 億 7, 000 万円

担当

農林課

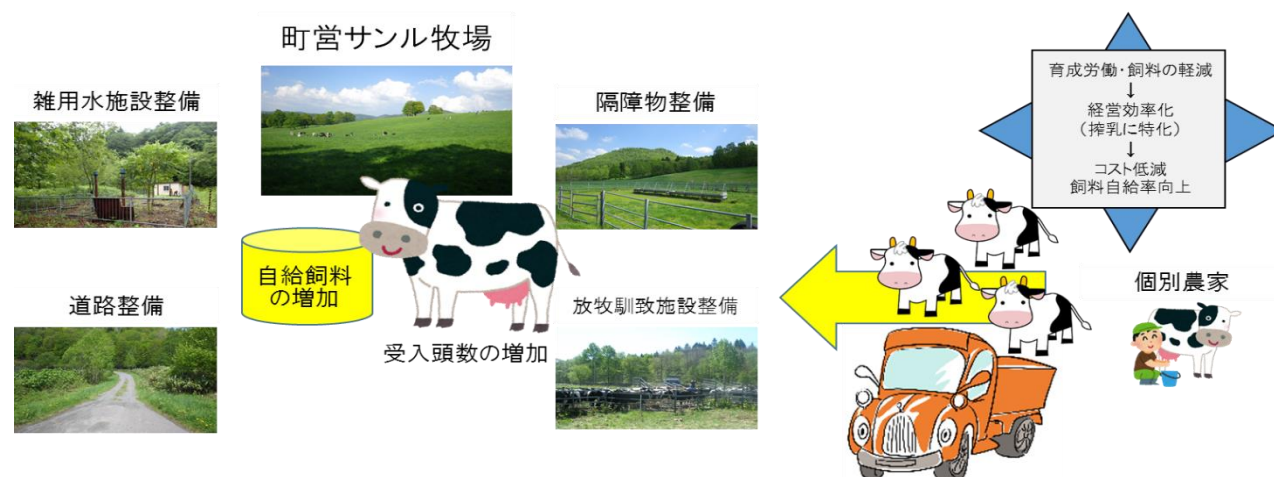
☎ 4-2511 (内線144)

告知端末 4-251109

財源

町の負担額	4,250万円
道の負担額	4,250万円
国の負担額	8,500万円

町営サンル牧場は昭和62年に造成され、個別農家の預託希望に対応しています。今回の整備により良質飼料の確保と各施設を改修します。公共牧場機能を強化することで預託受入頭数を増加し、畜産農家の労働軽減を図り、個別経営体における畜産経営の安定と拡大を目指します。



- ・事業実施期間：2018～2024年度
- ・総事業費：948,000千円（うち国道費711,000千円）
- ・受益面積：488.3ha
- ・整備内容：草地整備改良331.7ha、雑用水施設、放牧馴致施設等

畜産担い手育成総合整備事業

予算額 2, 535 万円

担当

農林課

☎ 4-2511 (内線144)

告知端末 4-251109

財源

町の負担額	346万円
受益者の負担額	2,189万円

畜産経営は近年の配合飼料の高騰など経営環境は益々厳しさを増しており、良質自給粗飼料確保による濃厚飼料多給型からの脱却といった更なる経営体質の強化、飼料生産コストの低減、離農跡地などの農地集積が急務となっています。

このため、本事業により飼料生産基盤を整備することで、粗飼料自給率を向上させ、飼料購入費の軽減等の低コスト化を図るとともに、堆肥循環型酪農及び良質乳の安定生産や飼養頭数増頭等による経営の安定など、担い手農家の育成と地域酪農畜産経営の安定的な発展を目指します。



- ・事業実施期間：2020～2024年度
- ・総事業費：139,786千円（うち国道費89,463千円）
- ・受益面積：194.6ha
- ・整備内容：草地整備改良188.9ha、草地造成改良5.7ha

私有林整備支援事業

予算額 1, 361 万円

担 当
農林課
☎ 4-2511 (内線244)
告知端末 4-251112

財 源	
町の負担額	1,057万円
道の負担額	304万円

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

区 分	補 助 基 準
植林（国・道の補助金を除く）	事業費の26%以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
除間伐（広葉樹林改良を含む）	国・道の補助残額の10分の4以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
下刈、枝打ちなど	国・道の補助残額の10分の4以内
自力による枝打ち	1ヘクタール当たり3万円
根踏及び作業路整備	事業費の3分の1以内

町有林整備事業

予算額 1 億 7, 598 万円

担 当
農林課
☎ 4-2511 (内線244)
告知端末 4-251112

財 源	
町の負担額	3,148万円
国の負担額	4,814万円
木材売払代金等	9,636万円

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

令和5年度の主な町有林の事業

樹木の植栽	30ha
下刈	174ha
除間伐	132ha
主伐	50ha



林業・林産業振興事業

上限

予算額3,000万円

担当

農林課

☎ 4-2511 (内線244)

告知端末 4-251112

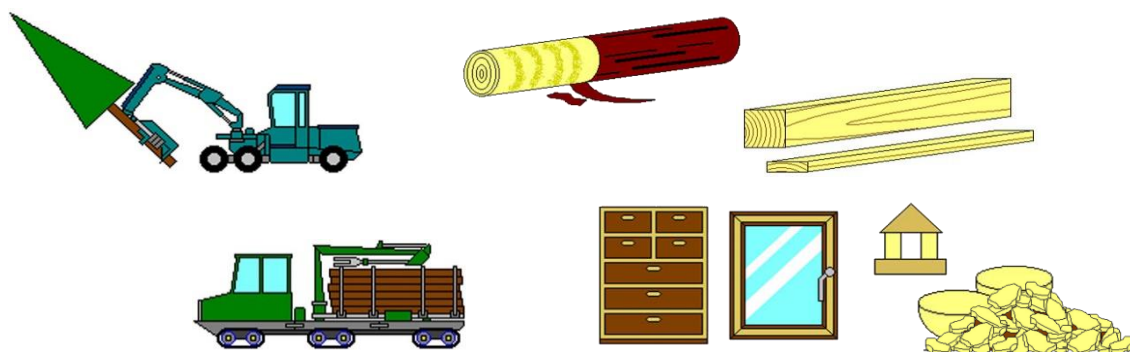
財源

町の負担額

3,000万円

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区 分	補 助 基 準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新及び新商品のための調査、研究、開発事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の2分の1以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	事業費の3分の1以内 ※令和5年度までの時限措置
事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修など	経費の2分の1以内 限度額10万円



有害鳥獣捕獲従事者確保事業

予算額897万円

担当

農林課

☎ 4-2511 (内線243)

告知端末 4-251112

財源

町の負担額

897万円

地域おこし協力隊を令和4年度、令和5年度に1名ずつ採用し、捕獲従事者の担い手確保を図ります。隊員は捕獲技術の継承とともに、住民に対する普及啓発や生活環境の保全、棲み分けや緩衝などの共生につながる活動等にも取り組みます。

中小企業振興事業

予算額 800万円

担当
 政策推進課
 ☎ 4-2511（内線237）
 告知端末 4-251102

財源
 町の負担額 800万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

区分	内容	補助率など
経営基盤強化	中小企業者が行う新商品、新サービスの開発	1/2以内（上限50万円）
	中小企業者が行う新商品、新サービス提供のための設備導入	1/3以内（上限1,000万円）
人材育成	中小企業者の経営者及び従業員が行う中小企業大学校での研修や資格取得	1/2以内（上限50万円）
空き店舗活用	中小企業者が店舗または集客施設にするための空き店舗改修、新築のための解体及び新築	1/3以内（上限400万円）
店舗等解体	中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置などの解体及び撤去（車庫、物置などの単独での解体及び撤去は対象外）	1/2以内（上限50万円）
施設整備	中小企業者が行う建物の新設や改修（休憩室の新設、和式トイレの洋式化、店舗内部改修など）	1/3以内（上限100万円）
事業承継事業	事業承継予定者が行う技術取得、研修、販路開拓など	1/2以内（上限50万円）
	事業承継予定者が行う建物改修、機械修繕など	1/3以内（上限250万円）
	中小企業者が会社の価値を定量的に表す調査	1/3以内（上限100万円）
その他	国及び道の補助を受ける事業	1/3以内（上限500万円）

※主な支援メニューを掲載しています。



町民主体によるSDGs課題解決推進事業 **予算額200万円**

担当
 政策推進課
 ☎ 4-2511（内線235）
 告知端末 4-251102

財源	
町の負担額	200万円

「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発が期待できる町民の自主的な活動（イベント開催、広報普及、人材育成、調査研究、地域自治活動）に対して支援します。

【助成対象者】
 町民3名以上または事業者2者以上のグループ

【助成金額】
 予算の範囲内で100万円以内

【助成期間】
 原則として継続する3年度以内



※「ありたい姿」の実現が期待できない事業、食糧費や人件費、備品購入費などの経費は対象外になります。

※本事業を希望する場合は、事前にご相談ください。

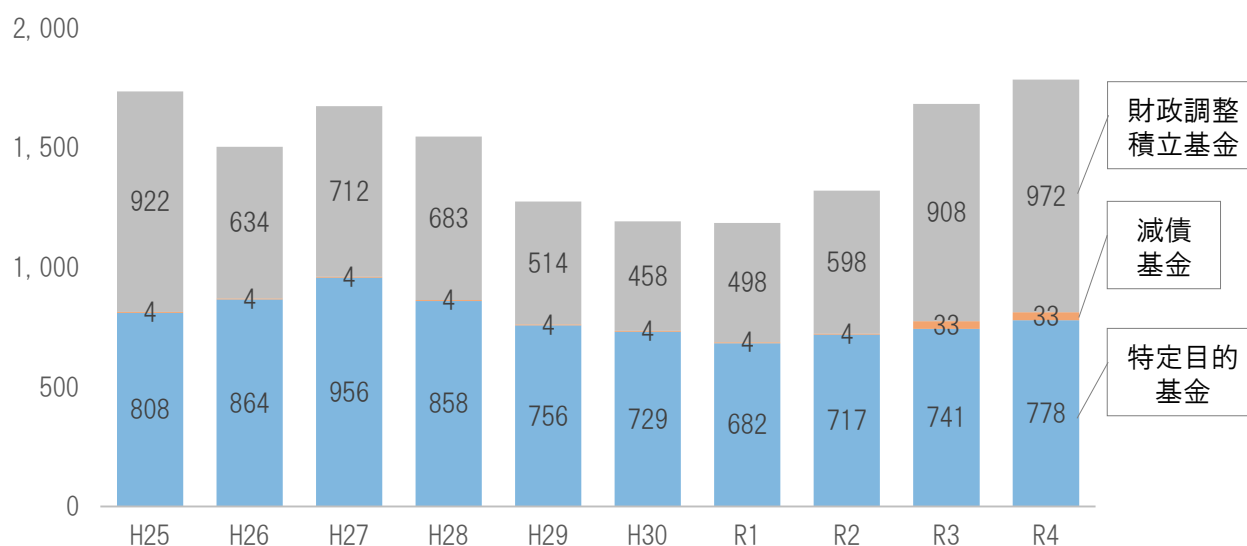
- 「2030年における下川町のありたい姿」7つの目標**

 - 1 みんなで挑戦しつづけるまち
 - 2 誰ひとり取り残されないまち
 - 3 人も資源もお金も循環・持続するまち
 - 4 みんなで思いやれる家族のようなまち
 - 5 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち
 - 6 世界から目標とされるまち
 - 7 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

貯金（借金）残高の推移

単位：百万円

基金の種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
財政調整積立基金	922	634	712	683	514	458	498	598	908	972
減債基金	4	4	4	4	4	4	4	4	33	33
特定目的基金	808	864	956	858	756	729	682	717	741	778
合計	1,734	1,502	1,672	1,545	1,274	1,191	1,184	1,319	1,682	1,783



■ 財政調整積立基金

財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■ 減債基金

借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

■ 特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、15基金があります。

子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します



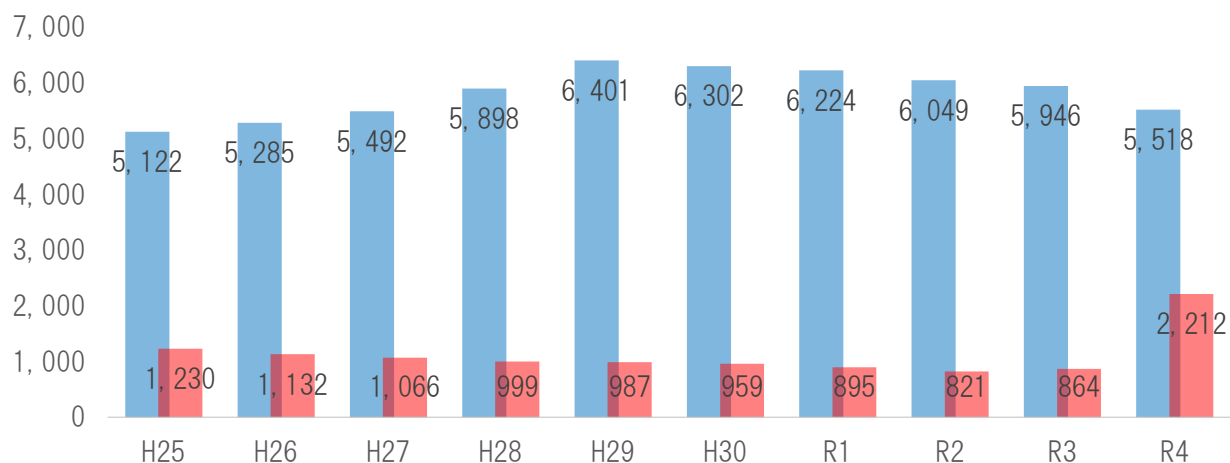
公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子育て支援の充実を図ります。

■中学生までの医療費を全額助成	[事業費 840 万円で、136 万円を充当]
■2歳未満の子どもを育てる家庭育児への支援家庭に、子ども1人あたり月額3,000円分の商品券を支給	[事業費 79 万円で、79 万円を充当]
■3歳未満児の保育料を6割軽減	[事業費 334 万円で、133 万円を充当]
■インフルエンザなど子どもの予防接種費用を8割軽減	[事業費 77 万円で、77 万円を充当]
■不妊治療への支援	[事業費 119 万円で、60 万円を充当]
■児童生徒の教材費経費を一部助成	[事業費 84 万円で、78 万円を充当]
■学校給食費を2割軽減	[事業費 215 万円で、215 万円を充当]
■ブックスタートの実施 (絵本のプレゼントと読み聞かせ)	[事業費 22 万円で、22 万円を充当]

借金（地方債）残高の推移

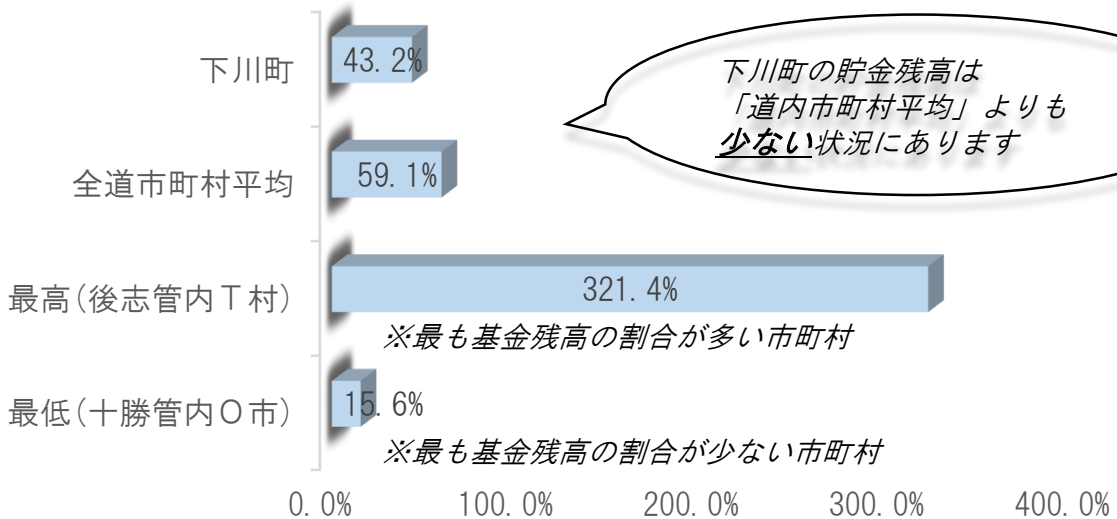
単位：百万円

会計名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般会計	5,122	5,285	5,492	5,898	6,401	6,302	6,224	6,049	5,946	5,518
下水道事業特別会計	1,097	1,014	962	890	834	791	748	696	695	779
簡易水道事業特別会計	0	0	0	20	25	31	31	30	90	1,376
介護保険特別会計	120	107	94	81	68	84	71	57	43	27
病院事業会計	13	11	10	8	60	53	45	38	36	30
合計	6,352	6,417	6,558	6,897	7,388	7,261	7,119	6,870	6,810	7,730



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※令和3年度決算に基づく



PICKUP

✓ 標準財政規模とは？

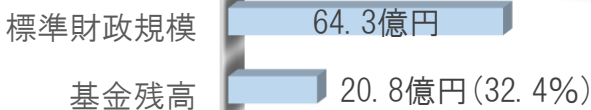
地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓ 下図に示すとおり、本町より「貯金(基金)残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓ 以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金(基金)を確保する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の50%以上を確保することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

A市の場合



✓ 基金残高が下川町よりも6.2億円多い!



下川町の場合

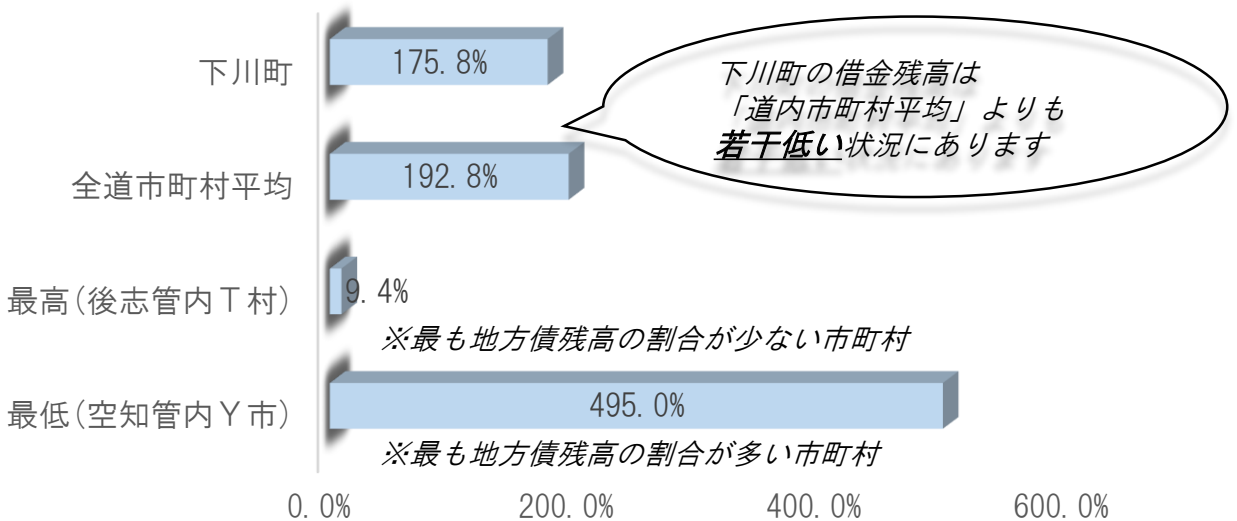


✓ 基金残高の割合がA市よりも10.8%多い!

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)

※令和3年度決算に基づく



PICKUP

✓ 標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓ 下図に示すとおり、本町より「借金(地方債)残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓ 以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金(地方債)を抑制する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の200%以下に抑制することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

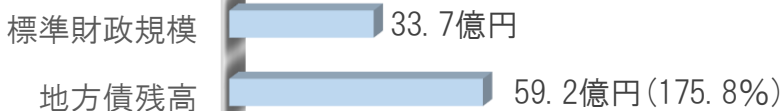
B町の場合

✓ 地方債残高が
下川町よりも8.8億円少ない！



下川町の場合

✓ 地方債残高の割合が
B町よりも29.2%少ない！



0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町機構及び職員配置等一覧

(令和5年4月1日現在)

町長 谷 一 之
副町長 武 田 浩 喜
教育長 川 島 政 吉

〒098-1206
北海道上川郡下川町幸町63番地
TEL 01655-4-2511 FAX 01655-4-2517
URL <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>
e-mail s-main@town.shimokawa.hokkaido.jp

課	課長職	上席主幹・主幹職	主査職	各担当職		
総務課	小林 大生	杉本 賢 征 亀山 貴 之 立花 勝 博	工藤 明 広 山中 岳 男 穴戸 悠 二	浪岡 凌 大川 航 季 池田 美 咲	播磨 将 悟	
		<p>条例・規則等例規、文書の收受・発送・保管並びに町史、渉外・町長室、公印の保管・管理、自衛官募集事務等、議会招集等、職員の人事・給与・研修・福利厚生、職員労働団体、栄典・表彰、人事評価、国民保護計画・防災計画・災害対策、各課競合事務の調整に関すること 予算・財政の運用・財政事情の公表、地方交付税の算定・町債、行財政改革・事務改善、公有財産の取得・処分・管理、公共施設総合管理計画、庁舎管理・町有自動車事故処理、土地利用、水資源の保全、情報公開・個人情報保護等、情報システムの管理に関すること、自治体DX推進に関すること</p>				
政 推 進 策 課	足田 賢 哉	平野 優 憲 山本 敏 夫 亀田 慎 司 樋口 知 志	渡邊 達 也	岩下 直 人 佐藤 大 将 藤 樹 平	平木 達 也 遠藤 龍 信	清水 瞳 希 水岡 祐
		<p>地方創生及び総合戦略、SDGs推進、総合計画の策定・見直し、行政評価、定住自立圏構想、地域主権改革・地方分権、各種期成会等の調整と要望活動、ふるさと納税等寄付採納、広報紙の発行、各種統計調査、その他政策推進に関すること 商工業・中小企業の振興、観光振興、ふるさと会、雇用・労働、サニタリズムに関すること 企業等との経済交流、企業との連携誘致、国際交流・特定非営利活動、産業振興に関すること 集落創生、特用林産物栽培研究に関すること ゼロカーボン推進に関すること</p>				
税 住 民 務 課	高橋 祐 二	早坂 勇 一 清水 元 記	森 紀 美 子	吉田 光 佑	和田 康太郎 中嶋 恭 介 佐藤 勇 大	石王 ひ かる
		<p>町道民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収、固定資産の評価・所得調査決定、滞納処分・未収金の収納、納税思想の啓蒙・奨励、地籍の管理に関すること 総合窓口、戸籍・住民登録・人口動態、火葬許可・印鑑証明等各種証明事務、弔慰金・年金相談、一般旅券発効申請・消費者保護、公区行政・地域活動の推進、住民要望、交通安全・防犯、地域交通体系、廃棄物の処理・処分・資源リサイクル、公衆衛生・環境衛生、公害防止等環境保全対策、畜犬取締り等・狂犬病予防対策、墓地・火葬場の管理に関すること</p>				
保 福 社 健 課	事務取扱 武田 浩 喜 (兼総合福祉センター所長)	大原 尚 美 神野 みゆき	又村 裕 美 蓑島 美奈子 平田 美 和 (再任用) 堀北 忠 克 市田 尚 之	宮島 絵里子 野崎 愛 美 板橋 亜 矢	大西 崇 王 木村 杏 菜 瀬澤 理 菜	安念 朋 美 遠藤 唯 香 島津 睦 美
		<p>社会福祉・高齢者福祉・障害者福祉・母(父)子福祉・児童福祉、民生保護・人権擁護・司法保護・行旅死亡人、社会福祉法人・日本赤十字社等各種福祉団体、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度、重度障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医療費の助成、高齢者・障害者等の入湯料・交通費の助成、こどものもりの運営・子育て支援・児童クラブ等に関すること 保健推進・保健予防・健康増進・精神保健・母子保健・食品衛生、地域医療、介護保険事業・介護保険(事業勘定)特別会計に関すること 地域包括支援センターの運営に関すること 介護予防支援事業所の管理運営に関すること 居宅支援事業所の管理運営に関すること</p>				
		古屋 いづみ	塚 辺 哲 也 河端 織 衣 (兼)又村 裕美	神田 由 紀 末武 純 子 島山 玲 奈	五十嵐 みのり 武石 圭 美 伊林 幸 幸	松田 安理沙 阿部 奎 那
こどものもりの管理運営に関すること						

課	課長職	上席主幹・主幹職	主査職	各担当職		
農 林 課	古屋 宏彦 (兼農産物加工研究所長兼農村活性化センター長)	高原 義輝	今 裕 一 高 野 英 昭 斎 藤 丈 寛 河 合 真 悟	伊 東 拓 馬 葛 西 和 樹	高 橋 風 宇 太 佐 藤 祐 希	川 原 優 斗 沼 田 悠 吾
		農業行政の企画調整、農産物の生産振興、農業担い手の育成・確保・指導、経営所得安定対策、農業金融制度・利子補給、農業関係団体、農村活性化センター、育苗施設、畜産振興・家畜防疫、家畜衛生、家畜環境、農業用施設・土地改良施設、国・道・団体営の土地改良事業、サンルダム周辺整備、公共下水道事業の計画・設計・施工、下水道事業特別会計・受益者負担金・協力金・使用料、終末処理場・個別排水処理施設の維持管理、排水設備の審査、簡易水道事業会計・水道使用料、簡易水道施設・飲雑用水施設の整備・維持管理等、給水装置工事の設計・施工に関する事				
建 水 道 設 課	平野 好宏	平田 豊和	豊 島 琢 磨 三 宅 章 吾 西 本 直 樹	(再任用) 伊 東 和 博	磯 部 慎 太 郎	笹 夏 紀
		道路・橋梁・河川・公園等の整備及び維持管理、除排雪事業・流雪溝の管理、公営・町営住宅の整備及び維持管理、住宅施策、工事・委託業務の入札及び契約、土木・建築・都市計画、サンルダム周辺整備、公共下水道事業の計画・設計・施工、下水道事業特別会計・受益者負担金・協力金・使用料、終末処理場・個別排水処理施設の維持管理、排水設備の審査、簡易水道事業会計・水道使用料、簡易水道施設・飲雑用水施設の整備・維持管理等、給水装置工事の設計・施工に関する事				
出 納 室	会計管理者 (兼)高橋 祐二	(兼)清水 元記		(再任用) 白 石 一 恵	(兼)中嶋 恭介	(兼)浪岡 凌
公金の受払いに関する事						
あ げ ぼ の 園	齋藤 英夫 診療管理者 (兼)片野 俊英	(兼)平 間 明 康 (兼)遠 藤 智 康	長谷川 美栄子 宮 本 玲 志 橋 本 敦 志	洪 谷 裕 子 加 藤 椋 幸 森 笠 木 孝 憲 佐 藤 貴 世 (兼)高橋 貴世	子 準 幸 恵 涉 佐 藤 幸 見 理 江 口 谷 和 美 (兼)半田 和里 (兼)高橋 珠	佐 藤 巧 和 宮 川 陽 子 長 瀬 陽 菜 増 田 下 菜 村 下 菜 (再任用) 亀 山 恵 津 子 高 橋 博 文
		あげぼの園の管理運営に関する事				
デ ザ イ ン ー セ ン タ ー	(兼)齋藤 英夫	平 間 明 康 遠 藤 智 康	大 川 和 則 (兼)長谷川 美栄子 (兼)宮 本 玲 志 (兼)橋 本 敦 志	(兼)洪谷 裕子 (兼)加藤 椋幸 (兼)森笠 木孝憲 (兼)八木 孝憲 (兼)佐藤 貴世 (兼)高橋 貴世	半 田 和 美 里 高 橋 幸 恵 幸 (兼)佐藤 幸恵 (兼)江口 見幸 (兼)納谷 理恵	(兼)佐藤 巧和 (兼)宮川 陽子 (兼)長瀬 陽菜 (兼)増田 菜穂 (兼)村下 菜 (再任用) (兼)亀山恵津子 (兼)高橋 博文
		デイサービスセンターの管理運営に関する事				
生 活 支 援 ハ ウ ス	(兼)齋藤 英夫	(兼)高 橋 博 文 (兼)平 間 明 康 (兼)遠 藤 智 康	(兼)長谷川 美栄子	高 橋 貴 世 (兼)森笠 椋幸	(兼)加藤 準	(兼)村下 菜
		生活支援ハウスの管理運営に関する事				
山 び こ 学 園	中澤 利紀	森 笠 明 子 高 島 純	幅 浅 水 直 樹 佃 浦 美 江 子 (再任用) 栗 原 一 清	工 藤 喜 代 美 荒 木 し お り 橋 本 修 一 佐 藤 浩 二 岡 田 浩 二	遠 藤 剛 隆 出 崎 友 美 大 西 慎 吾 久 間 本 知 西 本 知 子	伊 藤 詩 織 藤 中 美 綾 佐 藤 美 咲 高 木 香
		山びこ学園の管理運営に関する事				
う い る	(兼)中澤 利紀	(兼)森 笠 明 子		(兼)佐久間慎吾	(兼)伊藤 詩織	
ういるの管理運営に関する事						
指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 所	(兼)中澤 利紀	(兼)森 笠 明 子	(兼)浅 水 直 樹			
指定特定相談支援事業所の管理運営に関する事						

課	課長職	上席主幹・主幹職	主査職	各担当職				
町下川病院	院長 片野俊英	江猪口正裕 猪荊冬樹 松田美美 塩田香	早田史朗 高橋瑞保 奈須千恵 横山邦有 池田島賢 川島林	藤山祐美 中井田原明 川藤田	美美美奈 美奈美子	玉河大七 井野平條 岡未	智史乃 史貴南 将未來	大石佳澄 柚留由貴 新沼千 舟沼英 (再任用)紀 市村
	副院長 丸山直紀							
町立下川病院の管理運営に関すること								
議事	高屋鋪勝英		野崎匡延					
議会に関すること								
監事	(併)高屋鋪勝英		(併)野崎匡延					
監査に関すること								
選事	(併)小林大生	(併)杉本賢征 (併)亀山貴之 (併)立花勝博	(併)工藤明広 (併)山中岳男 (併)宍戸悠二	(併)浪岡凌 (併)大川航季 (併)池田美咲	(併)播磨将悟			
選挙に関すること								
農委	(併)古屋宏彦	又村寛樹		(併)葛西和樹	(併)川原優斗			
農地の幹旋(売買・賃貸)、農地の転用許可、農業者年金、農業振興などに関すること								
教委 (教育課)	事務取扱 川島政吉	伊藤克彦 梅坪亮二	竹本和也 松本竜義	養島盛行 小坂喜永 和田健太郎	本杉間莉恵 山周平	那須野央人		
教育委員会会議、学校の設置・廃止、教育財産の管理、学校の組織・編成、通学区域、スクールバス、学校給食に関すること 公民館活動、社会教育団体の育成、図書館、講座・研修会、文化財の保護、遺跡、郷土芸能の保存・伝承、社会教育・文化施設の管理運営に関すること 体育団体の育成、スポーツ大会の推進、社会体育施設の管理運営に関すること 小学校及び中学校の維持管理、周辺整備に関すること								
	署長・副署長	主幹職	係長職	係職				
消防署	署長 伊東英晴 副署長 大野政弘	濱田知道 林清孝 森雄馬	駒津祐二	南部慎介 草浦辰徳 大滝達也	西村健太 藤澤拓 大西励	今野裕 小林達	大未哉 未穩矢	
消防署・消防団に関する事務、公文書の收受・発送、表彰、叙勲などに関すること 火災の予防、建築同意、消防広報、防災管理者、少年消防クラブなどに関すること 火災の警戒、安全管理、教養訓練、消防施設整備計画などに関すること 救急業務、救急救助、広報、実施計画・運用などに関すること 消防機械器具の保守整備、消防車の運行管理、改善研究などに関すること								
(上川北部消防事務組合消防本部派遣)								
			塩田晃久					

※会計年度任用職員は除く。

地 域 担 当 職 員 配 置 名 簿

令和5年4月1日

区 分		地 域 担 当 職 員					
公区名	管轄課長	主任	副主任	担当員			備考
上名寄第1	高橋 祐二	平田 豊和	長谷川美栄子	杉山 周平			19戸
上名寄第2	高橋 祐二	樋口 知志	又村 裕美	高橋風宇太			19戸
上名寄第3	高橋 祐二	又村 寛樹	渡邊 達也	板橋 亜矢			69戸
中 成 南	羽場 剛健	山本 敏夫	伊林 賢二	佐藤 大樹	遠藤 龍信	川原 優斗	170戸
中 成 北	羽場 剛健	杉本 賢征	穴戸 悠二	平田 美和	中嶋 恭介		143戸
班 溪	小林 大生	亀山 貴之	森 紀美子	池田 美咲			37戸
北 町	齋藤 英夫	平間 明	和田 健太郎	丹治 英樹			20戸
元 町	古屋 宏彦	大原 尚美	蓑島 美奈子	磯部 慎太郎	那須野 央人		117戸
幸 町	齋藤 英夫	遠藤 智康	山中 岳男	伊東 拓馬			75戸
錦 町	古屋 宏彦	神野 みゆき	工藤 明広	吉田 光佑	浪岡 凌		148戸
共 栄 町	高屋鋪 勝英	亀田 慎司	三宅 章吾	大西 崇王	島津 睦美		97戸
旭 町	高屋鋪 勝英	立花 勝博	斎藤 丈寛	野崎 愛美	佐藤 勇大	瀬澤 理菜	172戸
緑 町	平野 好宏	高原 義輝	高野 英昭	木村 杏奈	安念 朋美		91戸
末 広 町	小林 大生	清水 元記	西本 直樹	平木 達也	清水 瞳	石王 ひかる	244戸
新 町	小林 大生	早坂 勇一	豊島 琢磨	大川 航季			35戸
三 和	平野 好宏	梅坪 亮二	松本 竜義	笹 夏紀			25戸
二 の 橋	中澤 利紀	今 裕一	野崎 匡延	葛西 和樹			23戸
一 の 橋	中澤 利紀	平野 優憲	河合 真悟	宮島 絵里子			52戸

(配置人数の目安：～80戸 3名以上、81～150戸 4名以上、151戸以上 5名以上)

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日